

令和5年第8回平取町議会臨時会（開 会 午前9時30分）

高山議長 皆さんおはようございます。只今の出席議員は10名であり、定足数に達していますので、会議は成立します。只今より、令和5年第8回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則122条の規定によって、5番金谷議員と6番崎廣議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番松澤議員。

3番
松澤議員 本日招集されました令和5年第8回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については本日11月27日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長 お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和5年8月分及び9月分の出納検査の結果報告があり、その報告書をお手元に配付しております。また、地方自治法第199条第1項の規定による、学校監査の結果報告が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。令和5年度職員の給与改定に関する概要につきまして、本日お配りしております資料によりましてご説明いたします。初めに、表の左側、職員の給与に関する人事院勧告についてご説明いたします。本年度の人事院勧告は、令和5年8月7日に提出されました。勧告の骨子ですが、民間給与との格差について、月例給は平均年齢42.4歳で比較した場合、3869円、0.96%。ボーナスは民間4.49月に対して公務員は4.40月となっております。給与改定の内容と考え方ですが、民間給与との較差を解消するため、給与、ボーナスとも引き上げの改定となっております。給料表につきましては、改定率平均で1.1%の引き上げとなっております。初任給

が民間との間に差があることを踏まえ、大卒程度で1万1000円。高卒者で1万2000円の引き上げ、改定率については、初任給を始め、若年層に重点を置き、上位級を逡減させる形で、1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%の引き上げ改定となっております。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額についても、各級の改定額を踏まえ、引き上げる改定となっております。ボーナスについては、年4.40月から4.50月と0.1月分の引き上げとなり、期末手当と勤勉手当をそれぞれ年0.05月引き上げる勧告となっております。実施時期は月例給は、令和5年4月1日、ボーナスについては、法律の公布日とされました。次に、町の措置方針ですが、表の右側に記載させていただいており、職員の給与改定に当たりましては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯がありますので、本年度につきましても同様に措置する方針で表の左側で説明いたしました、人事院勧告の内容と同じ内容の改定を行おうとするものでございます。人事院勧告に伴う、職員給与条例の一部を改正する条例案は、国家公務員の改正給与法が去る11月17日に成立したことから、本会議において提案するものでございます。なお、日高管内各町とも同様の方針で改正する予定となっております。本条例による改正内容については、新旧対照表でご説明いたしますので、議案11ページをお開きください。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第1条において、条例第15条第2項及び第3項で、令和5年12月の期末手当については、一般職は100分の120を100分の125に、再任用職員は100分の67.5を100分の70に改めるものでございます。次に、16条第1項中、職員に対し、の次にその者の基準日以前における直近の人事評価の結果及びを加え、同条第2項中、基準日現在における、勤勉手当基礎額に100分の100、括弧して定年前に再任用短時間勤務職員にあっては、100分の47.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。を基準日における勤勉手当基礎額に、その者の所属する次の各号に定める区分ごとの割合を乗じて得た額に、町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。に改め、第1号及び第2号で、令和5年12月の勤勉手当について、一般職は100分の100を100分の105に、再任用職員は100分の47.5を100分の50に改めるものでございます。改正理由につきましては、平取町職員の人事評価に関する運用基準により、人事評価の成績率が勤勉手当に反映され、成績率によって100分の10または100分の5の増額もしくは減額される場合があるため、基礎額を変更するための条文を改正するものでございます。次に、第2条において令和6年度から6月、12月の期末手当について、一般職は100分の122.5、再任用職員は100分の68.75にそれぞれ改め、勤勉手当については、一般職は100分の102.5、再任用職員は100分の48.75にそれぞれ改めようとするものでございます。また、給料表については、4ページから10ページのとおり改正する

ものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。また、第2項において、改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。以上、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。4番木村議員。

4番
木村議員 今課長から説明ありましたけれども、細かい数字がたくさん並んでいて、なかなか基礎となる数字がお金のほうがよくわからないので聞きたいのですけれども、全体的には約1.1%上がるということなのですかけれども、それで大体どのぐらいの額が平取町では増えるのかというのをまずお聞きしたいのですけれど。

高山議長 総務課長。

総務課長 現在、精査しておりまして12月の定例会で補正予算を計上させていただく予定なのですが、今の想定でいくと、大体1000万円弱ぐらいというふうに考えております。

高山議長 4番木村議員。

4番
木村議員 今、人材不足と言われている時代で、当然給料を上げるということは、大変良いことだと思っておりますけれども、実際1000万円、これから毎年ということですよ。それがどこからくるのか、国のほうでそれを補償してくれるのかとか、そこら辺、交付税で何かそういうこと緩和されていくのか。そういうのはあるのかお聞きしたいのですけれど。

高山議長 総務課長。

総務課長 今回の増額分については、普通交付税のほうで一応、追加交付ということで措置される予定になっております。

高山議長 4番木村議員。

4番
木村議員 今回のということは、これから毎年ということでもいいのですか。

高山議長 総務課長。

総務課長 単位費用の計算の中で職員の数だとか入ってきますので、それに基づいて交付税計算されてきますので、それによって交付税の算定の中には入ってまいります。

高山議長 ほか、質疑ある方いらっしゃいますか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。
(反対討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。したがって、日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
日程第5、議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。これにつきましても本日お配りいたしました、会計年度任用職員の給与改定に関する概要についての資料でご説明いたします。令和5年4月に非常勤職員の給与に関する指針が改正されまして、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員の給与についても常勤職員に準じて改定するように努める旨が追加されました。これまで、会計年度任用職員の給与につきましては、人事院勧告のあった年度の翌年度から適用しておりましたが、このたびの通知を受け今年度から、只今、議決いただきました職員の給与に関する条例に準じて、会計年度任用職員の給与についても改正しようとするものでございます。本条例による改正内容ですが、給料については、16ページから18ページに記載の給料表を、令和5年4月1日に遡って適用するものでございます。また、期末手当については、職員の給与に関する条例を準用していることから、令和5年12月は一般職員同様100分の120から100分の125となり、令和6年度からは、6月、12月それぞれ100分の122.5となるものでございます。以上、議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長 それでは説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありません

か。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 会計年度任用職員の人勧の関係なのですけれども、配られたペーパーでいくと勤勉手当についても今回は勧告に入っていますけれども、勤勉手当についてどのように扱うのか教えていただければと思います。

高山議長 総務課長。

総務課長 勤勉手当につきましても、令和6年度から支給する方向で今検討しておりますけれども、他の自治体の動向をもうちょっと見ながら、支給月だとかをどのようにするか、勤勉手当を支給するに当たりまして、人事評価が関係してまいりますので、現在会計年度任用職員については、簡便な方式の職員とは違う方式で人事評価をしておりますので、その評価の方法だとか、どういうふうに反映させるかという事を検討しまして、3月の定例会のほうで、条例改正のほうを提案していきたいと考えております。

高山議長 6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 適用時期は勧告でいくと法律の公布日ということで、今条例を改正すると12月に跳ね返りがあるのだと思うのですけれども、3月では12月に跳ね返りがないという形になるのかなと思います。働き方改革等で同一労働、同一賃金並びに最近人が集まらないと言った中では、条件を良くしなければならぬのだと思うのですけれども、なぜ、その周りを見渡してというところがよくわからないのですけれど。今回の12月で条例改正をし、12月の手当にはね返らすということは考えられないのでしょうか。

高山議長 総務課長。

総務課長 期末手当については、12月の手当で反映させます。勤勉手当については、現在、会計年度任用職員については支給をしております。それでこの国のほうの通知では、令和6年度から勤勉手当を支給できるというような規定になっておりますので、それに基づきまして、令和6年度からの支給に揃えてというか、準備するという事で、来年の3月の定例会のほうで、6年度から支給できるようにするよう考えているものでございます。

高山議長 6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 それでは、3月の提案で人事院勧告どおり1.025月と明記されるということで理解してよろしいでしょうか。

高山議長	総務課長。
総務課長	その辺については、支給月数については、ほかの自治体の状況を見て何月にするかというのは、今後ちょっと検討させていただいて、2月の総務文教常任委員会等でご説明していきたいなというふうに考えております。
高山議長	ほか、4番木村議員。
4番 木村議員	この会計年度任用職員についてなのですからけれども、今実際やり始めてもう4年ぐらいですかね。それで当初の説明ではちょっとこの給料と直接的な関わりはないのですけれども、定年はないという説明を受けていたと思うのですけれども、今実際にやってみた中で、そういう定年に関する事とというのは、どういふふうになっているのかをお聞きしたいのですけれども。
高山議長	総務課長。
総務課長	勤務につきましては、60歳を超えても勤務している職員はおります。ただ、条件面的に一般職員同様、給料につきましては、再任用と同様な形で、一定程度の額にして働いてもらう、60を超えた場合、昇給するのではなくて一定程度の金額で働いてもらうということを了解してもらい勤務していただいております。
高山議長	4番木村議員。
4番 木村議員	そのことも踏まえてなのですからけれども、会計年度任用職員は結構今、町内で一生懸命皆さん頑張って働いてもらっていますけれども、実際、色々な職種があつてぎくばらん自分が聞きたいのは対策室です。対策室というのは基本的に開発からの要するにそのお金をいただいて、その中で実行していますけれども、予算立てして開発のほうに出していると思うのですけれども、あそこは会計任用職員扱いになっていますから、こういう形で給料が上がるという場合ですよね。これはどういふふうを考えていくのかと。足りない分町が出すのか。実際問題、きっと人数に金額をかけて、事業費が出ているのですけれども、その辺は大丈夫なのかどうか、ちょっと聞かせていただきたい。
高山議長	総務課長。
総務課長	開発のほうから委託料という形でいただいているのは、大体3800万円程度でございます。人件費も現状では大体その程度掛かっている状況で、もし

今回上がった場合、多分足りなくなるだろうというのは想定されまして、その場合は、町の一般財源になろうかと思うのですけれども、それについては人員の整理ではないですけれども、調整をしながら、開発からいただいている委託料の中で業務ができるような形のほうで、町のほうでは調整したいなというふうに考えています。

高山議長

4番木村議員。

4番
木村議員

人員の整理ということで、最終的にはそういう話になると思いますけれども、実際問題、対策室が出来た経緯とか色々考える中で、来年度予算については、もう国のほうの事業なので、ある程度あらかじめ決まっているかなとは思いますが、これから先、色々平取ダムが出来ましたけれども、だからといって全てが終わったわけではないという約束になっておりますので、その辺も含めて、町として、これからまだ対策室の経費なんかも少しずつ上げていただけるようなそういう法策を取りながら、働いている皆さんに迷惑かけないように、ぜひとも進めてもらいたいと思います。

高山議長

町長。

町長

私のほうから答弁させていただきますけれども、対策室の業務等も一応、平取ダムが完成したというようなことでございまして、事業用地内でのあらかたの調査は完了というようなことでございまして、ただノカピライウオロビジターセンターとかその辺の管理とか、それから今、沙流川水系の河川整備基本方針の見直しがあるというように聞いておまして、それに伴って、沙流川の河川整備計画も変更するというようなことになっておまして、沙流川水系の整備計画の本当に特徴的なところ、アイヌ文化に配慮した河川整備を行うというような特徴的なこともございまして、ちょっと前に、中央の河川局の方と旧河川局、今は国土保全局の方とお話した中では、その辺の特徴的なところをさらに流域全体もアイヌ文化の保全に対して配慮願いたいということも言っておりますし、それから今回、河川整備計画を立てる上での、地元での色々な意見の聴取もこれからあるということございまして、その辺も強く私からも訴えていきたいということもありますので、開発の予算自体の色々な制約もあるかと思いますが、主に調査としては、内訳としては人件費というところが大きいと思いますので、国家公務員自体もそういった人件費の見直しも含めて、色々な動きがあるといった中で、そういった調査に関する費用も、それに連動した適切なといたしますか、そういう委託料もさらに当町にも考えていただくような、訴え方をしていきたいというふうに思っておりますのでご理解お願いしたいと思っております。

高山議長	ほか、5番金谷議員。
5番 金谷議員	先ほど総務課長のほうから人事評価ということでご答弁がありましたけれども、その人事評価について、支給するかしないか今検討しているということですが、その人事評価というのはどのような基準で評価をしているのか、その辺ちょっと教えていただきたい。これは一般職員も人事評価しながら1年にやっておりますよね。だからその辺の基準、基本的にはそれぞれの人の見方によって、職員の見方によって違うと思うのです。ですから、その辺の基準というのをちょっと教えていただきたいと思うのですけれど。
高山議長	総務課長。
総務課長	今おっしゃられたとおり、一般職員につきましては、人事評価マニュアルに沿って、各課長がそれぞれ評価し、最終的にはその評価した人間によってばらつきがないように、最終的に調整委員会のような会を開きまして、調整しています。ただ、今言いましたように会計年度任用職員につきましては、一般職員のような評価ではなくて、通常業務目標だとかやることを一応、管理職というかその担当課のほうで、その会計年度任用職員の方に対して、こういう業務をどのようにやりますかというようなことで、期首に提示しまして、期末に自分はどうだったかというのを、自己評価とあと、それぞれの担当課長が、きちんとやっているだとかというような評価でやっていて、業績評価というのがあまり反映されていないというような状況なものですから、その辺についてはどのような形では反映させるかというのを、今後というか、これからちょっと評価の仕方も含めてやっていきたいということで、それについては早急に今作業を進めているのですけれども、それについては、勤勉手当に反映させるための評価の仕方というのを今検討している最中でございます。
高山議長	5番金谷議員。
5番 金谷議員	先ほど調整委員会というふうな形で最終的な評価をしているということで答弁ありましたけれども、その調整委員会のメンバーというのを教えていただけますか。
高山議長	総務課長。
総務課長	調整委員会ですけれども、一応副町長をトップといたしまして、総務課長とまちづくり課長と生涯学習課長、ちょっとメンバー表を持ってきていないの

ですけれども、その調整する人間というか、担当課長が入らないような形で選んでいますので、ちょっとこの課は修正しなければいけないという所の課長は抜いて調整をしております。

高山議長

ほか、質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので、20ページをお開きください。平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めようとするものでございます。改正内容については、新旧対照表でご説明いたしますので、22ページをご覧ください。これまで特別職の期末手当につきましては、職員の期末手当に準じて引き下げていたことから、今回の人事院勧告を受けて、職員の期末手当が、0.05月分引き上げられたことから、同様に改正するものでございます。平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条で、条例第4条第2項第2号の100分の177.5を100分の182.5に改めるものです。第2条において令和6年度から6月、12月の期末手当について、100分の180に改めるものでございます。以上、議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第3号、平取町長等の給与に関する

る条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。
日程第7、議案第4号、令和5年度平取町一般会計補正予算第5号を議題と
します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第4号、令和5年度平取町一般会計補正予算第5号につきまして説明いたしますので23ページをご覧ください。令和5年度平取町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによるものとするものでございます。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1480万6000円を追加し、予算の総額を70億1449万4000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものとしています。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、28ページをお開きください。上段、3款1項2目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金1240万6000円の追加でございます。一つは、平取かつら園の地下タンクの配管に穴が開き重油漏れが確認されましたが、地下タンクは開設当初から35年が経過しており、今後の管理や安全性を考慮して、屋外タンク3基を設置することとしたことから、その整備に必要な経費について助成するものでございます。事業内容につきましては、油汚染土の掘削処理工事、油移送作業及び地下タンク廃止に伴う清掃代、屋外タンク3基の新設工事及び既設タンクの破棄工事で、事業費は1017万5000円で、そのうち平取福祉会は事業費の約1割、117万5000円を負担し、残りの900万円を平取かつら園屋外タンク設置等費用補助金として補助しようとするものでございます。二つ目は、こころのホームふれないについて、9月から2ユニット18名入所で稼働しておりますけれども、10月からボイラーの不具合が続き、都度修理して対応しているところです。しかし、ボイラーの型式が古いため、部品の調達が困難になってきている状況で、今後故障した場合、修理が出来なくなる恐れがあることから、ボイラーの更新が必要となったものでございます。現状では、L棟とR棟それぞれに暖房給湯一体式の電気ボイラーが2基ずつ設置されておりますが、現在同様のボイラーが販売されていないため、今回、それぞれのユニットに給湯用の電気ボイラー2基と暖房用の電気ボイラー1基ずつ更新するもので、事業費280万円のうち、平取福祉会が約1割の30万円を負担し、残り250万円を認知症グループホームボイラー更新事業補助金として補助しようとするものでございます。三つ目は、安定的かつ継続的な介護サービスを提供するため、介護分野において、特定技能外国人の受け入れを行う事業所に対して、受け入れに伴う費用の一部を支援するものでございます。今回、平取福祉会において、インドネシアから2名の外国人を受け入れる費用のうち、ビザの申請費用、来日のための航空運賃、それから紹介料を介護分野における特定技能促進補助金として、1人当たり45万3000円、2人分で90万60

00円を補助するものでございます。以上、3件の補助金として合計1240万6000円を追加するもので、財源については全額、前年度繰越金を充当します。次に下段、3款1項6目生活館費、10節需用費100万円の追加でございます。これは振内町民センターの燃料配管から灯油が漏洩したため、その油汚染処理に必要な経費を補正するもので、漏洩調査や検査費用、汚染土の掘削処理費、配管の取り替え、油分解剤の費用など、約200万円の経費がかかりますが、既定予算の修繕料で不足する100万円を追加補正するものでございます。財源については前年度繰越金を充当いたします。次に29ページ、10款2項1目農業施設災害復旧費10節需用費140万円の追加でございます。これは、9月14日の秋雨前線の影響による一時的な強い降雨のため、荷菜、川向、ヌタツブ地区2箇所、紫雲古津地区1箇所で汎兼用の農業用排水路に土砂堆積の被害があったため、その災害復旧事業を行う必要が生じたことから、修繕料として140万円を追加するものでございます。財源については、単独災害復旧事業債を充当いたします。歳出については以上です。次に歳入につきましてご説明いたしますので、27ページをお開きください。上段、20款1項1目繰越金1節繰越金1340万6000円の追加でございます。今回の補正につきましては一般財源と地方債を財源として充当いたしますけれども、一般財源について前年度繰越金を充当するものでございます。次に、22款1項9目災害復旧債1節農林水産業施設災害復旧事業債140万円の追加でございます。これは先ほど29ページでご説明いたしました災害復旧事業に係る費用について、単独災害復旧債を見込んだものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に25ページの第2表、地方債補正をお開き願います。第2表、地方債補正は起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は災害復旧事業の1事業であり、補正前と補正後における限度額については、記載のとおりでありまして、その限度額総額を5億1820万円から5億1960万円に変更するものでございます。次に、30ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和3年度末の現在高、前年度の令和4年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和5年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上、議案第4号、令和5年度平取町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番崎廣議員。

6 番
崎廣議員

3 款民生費 1 項社会福祉費 6 目生活館費の 1 0 0 万円の部分なのですけれども、端的にここだけではなく、かつら園でも同じような事象があつて、振内町民センターでも同じような事象がありました。それで起きてしまったことを追求してもどうもなりませんので、今現状、役場、公民館、ふれあいセンター、学校もそうでしょうけれども、そういったような公共施設でどのような点検方法をとっているのか、そして、この事故を受けて、これからどのように改善して、事故が起きないように方向に持っていくのか教えていただければと思います。

高山議長

総務課長。

総務課長

この件につきましては、先日の総務文教常任委員会で崎廣議員からもご指摘を受けまして、点検についてはそれぞれの担当者が目視等でやっていたのですけれども、ただ、その頻度がきちんとルール化されていなかったということもありまして、今回それを受けまして最低 1 週間に 1 回は目視による、メーターの確認だとか、給油量の確認をしていただくということで、きちんとチェック表も作りまして、それぞれの施設でやるということで、指示を出しているところでございます。

高山議長

ほか質疑ありませんか。1 番井澤議員。

1 番
井澤議員

2 8 ページの 3 款老人福祉費の負担金、補助及び交付金のところで、項目の 2 番目の認知症グループホームボイラー更新事業補助金 2 5 0 万についてですが、これは、理由の中で 1 0 月から 2 ユニット目を再開したところ、不具合が続出して、ボイラー等と旧型で部品がないというようなことの説明がありましたが、グループホーム自身を建ててからまだ 1 0 年経ってないのかと思うのですが、それで、介護職員の不足等で閉鎖した後、平取福祉会が引受けてくださって、それで 1 ユニットから再開したという経緯があったと思うのですが、グロリアホームがこのグループホームを建てたときに、既にこのボイラーとか給湯器等について、部品がない状況ということは、中古部品で整備されているだろうか。その辺のところは、ちょっと疑問があるのですが、その辺のところについて、引受けた平取福祉会のほうでは、そういうボイラーの設備等について、引き受けるときの何か齟齬があったのかなと思ったりしますが、その辺についてはいかがでしょうか。

高山議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

当初、富川グロリアホームが運営しているというところで、ボイラーについては一定年数たったボイラーを使用していたというところがあります。今回

故障の対応をしていたところなのですけれども、部品がないというところでもう既にボイラー自体も廃版で、部品も作っていない状況で、今後の修理については場合によっては対応出来ないというところで、今回、更新の予算を組まさせていただいたところです。更新前のボイラーについては今ちょっと調べますので、お時間いただければと思います。年数ですね。

高山議長 1 番井澤議員。

1 番
井澤議員 このグループホームについてはグロリアホームが進出してくれるときに、町からも財政補助というか支出をしていたので、二重のその辺の点検が悪かったので、二重の助成になるのかなと思いますが、当初このグループホームを2ユニット造ったときに、町からの助成はどんな具合だったのでしょうか。

高山議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 当初、グロリアホームについては、グロリアホームが設置するというところで、町のほうは補助金と起債の部分だったと思いますけれども、ちょっと今、明確に答えられない部分ありますので、後で答えたいと思います。更新前のボイラーについては、2007年度のボイラーということになっています。

高山議長 ほか、8番千葉議員。

8 番
千葉議員 28ページ歳出の部分で3款1項2目18節の負担金、補助及び交付金のことについて伺っておきたいと思います。只今、説明を受けた中では、平取福祉会のほうの負担が約1割という形で上げておりますけれども、この1対9、いわゆる残りの9割は町の補助金という形を取っておりますけれども、このことについては、今後もこういった機材とか設備の更新に対しては1対9という比率でいくのでしょうか、あるいはその決めた経緯がもし、説明できれば伺っておきたいと思います。

高山議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 法人の運営は、コロナ禍の影響を受けてかなりここ何年か、厳しい運営というところで、法人のほうから町の負担割合9割でお願いしたいという話がありました。当然、法人としても今後の財政運営、稼働率の向上ですとか、人件費の削減というふうに安定的な運営を心がけているし、その取り組みについては、自分としても努力しているという、特に稼働率の向上は努力しているというところが見えております。法人の収支状況によって、町の負担割合は考えていきたいというふうに考えております。ご了承いただきたいと思いま

	す。
高山議長	8番千葉議員。
8番 千葉議員	わかりました。なかなか経営も厳しいというのは、もう毎年のことなので、それに加えてコロナの状況ということも加味されての判断だというふうに思っていますけれど、結論から言うと、その年度、年度の経営内容というか、数字と照らし合わせて、町のほうからの補助金が決定していくという比率の考え方でよろしいのですよね。確認しておきます。
高山議長	保健福祉課長
保健福祉 課長	そのように考えております。また町の負担については起債の充当等可能な事業については、また町の負担割合は考えていきたいというふうに考えています。ご理解いただきたいと思います。
高山議長	ほか、質疑ありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。 (反対討論なしの声) 討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、日程第7、議案第4号、令和5年度平取町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。 日程第8、議案第5号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。
病院事務 長	議案第5号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げますので、議案書31ページをお開き願います。第1条、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は次に定めるところであります。第2条、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入についてですが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、既定予定額4億4418万9000円に、補正予定額26万6000円を追加し、計4億4445万5000円とし、病院事業収益、規定予算額8億2856万2000円を合計8億2882万8000円とするものであります。支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、既定予定額8億1526万8000円に、補正予定額26万6000円を追加し、8億1553万4

000円とし、病院事業費用既定予算額8億2856万2000円を合計8億2882万8000円とするものであります。第3条、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款資本的収入、第4項補助金を新設し、補正予定額649万円を追加し、資本的収入、既定予算額1億6763万8000円を合計1億7412万8000円とするものであります。支出ですが、第1款資本的支出、第2項建設改良費、既定予定額1212万円に、補正予定額649万円を追加し、1861万円とし、資本的支出、既定予算額1億6763万8000円を合計1億7412万8000円とするものであります。次のページをお開き願います。32ページは、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更と明細となりますが、補正予定額は記載のとおりでありまして、説明は次のページからの収入と支出により説明いたしますので省略させていただきます。それでは、収益的収入支出の収益的支出から説明いたしますので、33ページをお開き願います。上から2段目になりますが、1款1項3目経費4節消耗品費26万6000円の追加となります。これは、感染症医療提供体制整備事業費補助金を活用し、感染症患者に対応した際に使用するガウンや手袋等の感染防護に係る消耗品を収納・廃棄する容器、感染物廃棄ボックスを購入するための費用となります。次に、収入についてご説明いたします。上段になりますが、1款2項5目補助金、1節補助金26万6000円の追加となります。感染症医療提供体制整備事業費補助金については、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を提供する医療機関を支援することにより、新型コロナウイルス感染症発生時の医療体制の強化を図るための補助金で、只今、収益的支出で説明いたしました感染物廃棄ボックスを購入するものであります。補助率につきましても、10分の10となっております。次に、資本的収入、支出の資本的支出から説明いたしますので、33ページの1番下段となりますが、1款2項1目資産購入費1節医療機器購入費495万円。2節一般備品購入費154万円の追加となります。これは、感染症医療提供体制整備事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染者を治療するための人工呼吸器、感染対策室に設置する簡易陰圧ブースを購入するものであります。次に、収入についてご説明いたします。1款4項1目補助金1節補助金649万円の追加となります。補助金としては、収益的支出と同様に新型コロナウイルス感染症発生時の医療体制の強化を図るための補助金となっており、資本的支出で説明いたしました人工呼吸器並びに簡易陰圧ブースを導入するものであります。補助率は10分の10となっております。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。6番崎

	廣議員。
6 番 崎廣議員	只今、説明のありました備品購入なのですけれども、人工呼吸器、陰圧ブースということで、これはなぜ今の補正なのですか。コロナが蔓延してきているだとか、そういう状態ではない時期になぜ補正なのですか。当初予算でいけなかったのでしょうか。
高山議長	病院事務長。
病院事務 長	まず、当院がコロナに罹った患者様の入院の受け入れについては、本年7月1日から開始したところであります。それでコロナの補助金の通知が来ましたが、7月になってからですね、コロナに感染した患者さんを受け入れる医療機関に、人工呼吸器等の購入を補助する補助金ということで申請していたところ、今回採択となりましたので、この11月に補正予算ということで提案させていただきました。
高山議長	6 番崎廣議員。
6 番 崎廣議員	すみません新人なのでよくわからないところあるのですけれども、ということは今まではコロナの患者の入院はうちの病院は受け入れていなかった、5類に落ちて安定してきたから、今から受け入れるという考えでよろしいですか。
高山議長	病院事務長。
病院事務 長	今までも受け入れはしていなかったということではないのですが、入院が必要な患者については基本的にちょっと大きな病院ということで、苫小牧市立病院ですとか、浦河赤十字病院にお世話になった経緯もあるのですが、5類に落ちた後、静内保健所のほうからも各地域に必ずコロナの患者を受け入れるような体制を整えて欲しいということで、日高西部地区として、うちと門別国保病院なのですけれども、うちが2床ということで、コロナ感染で入院が必要な患者さんを受け入れる病床を整備した経緯となっております。
高山議長	5 番金谷議員。
5 番 金谷議員	今、医療機械の人工呼吸器を購入したということで、649万円の補正ということなのですけれども、それで今事務長のほうからご説明がありましたけれども、2床のコロナの患者の受け入れということで、これは医療機械の人工呼吸器2台入ったという意味でいいですか。

高山議長 病院事務長。

病院事務
長 人工呼吸器については1台となります。金額としては495万円のほうで医療機器購入費となります。

高山議長 5番金谷議員。

5番
金谷議員 私も病院事務長の経験がございますけれども、この人工呼吸器というのは、管理をするのは大変難しい。それなりの訓練を受けてやらないと結構医療事故に繋がることが多々あるということで、この辺の人工呼吸器の操作については、基本的には、臨床工学技士が動かしていくのですけれども、看護師も動かしても違法ではありませんけれども、その辺の形の中について、やはり院内で十分研修をされて今対応しているのか、それとも今、この人工呼吸器が納入されて、設置された何人ぐらい人工呼吸器を使用しているのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですけれども。

高山議長 病院事務長。

病院事務
長 人工呼吸器についてはこの補正予算後、購入整備ということになりますが、既に勉強会、看護師、ドクター含めてですね、どういう機器が購入されるという勉強会と操作についての勉強会は計6回開催して、操作の熟知に努めているところであります。

高山議長 5番金谷議員。

5番
金谷議員 何人でしょうか。

病院事務
長 患者の数ですね、今までは病院に簡易の人工呼吸器というものがあったのですが、正直まだそこまで重症な患者は当院では受け入れていなかったということもありまして、使用に関してはゼロですし、今後についてはどのぐらいになるかわかりませんが、今後は、そういうちょっと呼吸が苦しい患者にも対応できるということで、今回、補正予算を計上させていただいて、整備させていただきたいと考えております。

高山議長 ほか、質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はございませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第5号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付されました議案の審議状況について報告をいたします。

議案5件で原案可決5件となっています。

以上で全日程を終了しましたので、令和5年第8回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉 会 午前10時35分)